

国庫補助金会計に関する一考察
～企業会計と地方公営企業会計における
国庫補助金処理のコンバージェンス～

西 澤 勉

国庫補助金会計に関する一考察
～企業会計と地方公営企業会計における
国庫補助金処理のコンバージェンス～

西 澤 勉

A study on Government Grants
—Convergence of Government Grants Processing
in Business Accounting and Local Public Enterprise
Accounting—

Tsutomu Nishizawa

Abstract

For local public company to become a high sustainable and stable company in accounting practice, I researched about more appropriate accounting and providing helpful financial information, about government grants processing, in the convergence of business accounting and local public enterprise accounting by based on capital transactions/profit and loss transactions, capital theory/profit theory, deferred income in the background.

First of all, I did a convergence by business accounting and local public company accounting generally and I proposed a chart of five patterns about determination method of component in the balance sheet of government grants, at the time of acquisition, by paying attention to right to subscribe for new stock acquisition, purpose of government grants and property of government, and did it with a method to process in the capital surplus or the deferred revenue.

Then, in the case of processing government grants in the current way, to display in the future predictable profit by accrual basis about whether the government grants reissuance affects price revision, the deferred income is the peculiarity of the credit item based on profit and loss method principle, I proposed to display method as extraordinary income instead of non-operating income.

As a result, it becomes possible to express as recurring profit or net profit (= profit after tax) in the income statement about the condition that a government subsidy again can be acquired or not be acquired, and I thought that will becomes possible to provide helpful financial information to

stakeholders.

At the same time, in conjunction with government grants processing, I proposed a method “linkage of asset valuation and capital maintenance” to judge an important company to securing renewal investment.

Finally, as a financing method for the government grants of Local public company accounting, I Proposed the introduction of trust accounting for business accounting and the use of infrastructure fund.

キーワード：①企業会計・地方公営企業会計，②資本取引・損益取引，③資本説・利益説，④繰延収益，⑤構成要素（資本剰余金），⑥発生主義（将来予測可能性），⑦資産評価・資本維持，⑧資金調達（信託会計・インフラファンド）

目次

はじめに	4-2 投下資本の回収と企業の特性の違いによる 資産評価と資産維持の連動性
I. 国庫補助金の概要と論点	5. 新株予約権類似の国庫補助金再交付未確定状態 における将来収益の適正性
1. 国庫補助金の概要	6. 償却資産の取替法にならう繰延収益の収益化時 期の移動
1-1 国庫補助金の定義	7. 発生主義による将来予測可能な長期前受金戻入 の表示
1-2 企業会計原則における国庫補助金等により 取得した資産の会計処理と表示	8. 国庫補助金に変わる資金調達のための信託会計 の導入とインフラファンド
2. 地方公営企業会計における補助金等により取得 した固定資産の償却制度等の変更	III. 国庫補助金処理に関する企業会計と地方公営企 業会計のコンバージェンスによる提案
2-1 制度改正の概要	1. 国庫補助金の構成要素決定の5つの処理方法
2-2 制度改正の急所	1-1 国庫補助金処理5パターンチャート
3. 貸借対照表の構成要素の決定を左右する資本取 引・損益取引	1-2 国庫補助金処理5パターンチャートの順位
資本取引・損益取引区別の原則	2. 国庫補助金に関する有用な財務情報の提供
4. 国庫補助金の認識に関する資本説と利益説	2-1 発生主義による将来予測可能な長期前受金 戻入の特別利益への表示
4-1 企業会計原則改正前の資本説と利益説	2-2 更新投資額確保の重要な企業判定「資産評 価と資本維持の連動性」
4-2 国庫補助金の性質から見た資本説と利益説	3. 信託会計の導入とインフラファンドの活用 おわりに
4-3 IFRS における主張	
5. 繰延収益	
5-1 繰延収益の定義	
5-2 企業会計・IFRS・地方公営企業会計におけ る繰延収益の捉え方	
II. 国庫補助金処理の検証と考察	
1. 繰延収益の負債認識に係る財務会計の概念フ レームワークとの整合	
2. 非交換取引にみる国庫補助金の認識	
3. 国庫補助金の取崩しによる収益化の母体	
4. 資本維持概念と資産評価基準からみる会計処理	
4-1 国庫補助金の資本剰余金処理と繰延収益処 理の妥当性	

はじめに

持続可能な企業経営は、経営人の強い意志と使命感のもと、企業目的に叶う目標を掲げ、その目的と目標に向けた戦略を計画し達成することで成立する。

こうした企業のグランドデザインを支えるのが会計であり、企業会計の果たすべき役割は限

りなく大きい。

さて、昨今、会計界を取り巻く環境は、上場企業のIFRSの適用、独立行政法人の企業会計的手法の導入、発生主義に基づく統一的な基準による地方公会計の整備など変ぼうを遂げている。そのような中、地方公営企業会計においても、2011年度に会計制度の大きな改正が行われた。

そこで、会計制度が融合化しつつある会計界にあって、企業会計と地方公営企業会計のコンバージェンスを図ることを目的に、国庫補助金会計をテーマとして研究を行うものである。

経営目的は、企業会計は利益の追求であり、地方公営企業会計は継続的かつ適正な公共サービスの提供である。それぞれの目的の違いから、会計の果たすべき役割にも違いがあるものの、会計の先駆である企業会計から会計手法の優れた点を地方公営企業会計に取り入れることは、より適正な財務情報を議会や住民に提供することが可能になるはずである。

さて、2011年度の地方公営企業会計における会計制度の改正は、現行の民間企業で採用されている企業会計制度の内容を最大限に取り入れることを基本的な考え方として行われ、2014年度から適用された。この会計制度の見直しのひとつに「補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更」がある。これは、任意適用が認められていた「みなし償却制度」（企業会計でいうところの圧縮記帳）を廃止し、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類するものは、その交付を受けた金額に相当する額を、長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化する、というものである。

地方公営企業において国庫補助金は、建設改良費の主要な財源であり、会計制度の見直しによる繰延収益の収益化により、多くの事業体で当期純利益が増加する姿へと変容した。しかし、繰延収益の収益化は現金を伴わない収益であり、利益が増加しても内部留保資金残高が変

わるわけではなく、事業体の経営状況が改善したとは言い難く、また、見える化の時代でありながら、利害関係者に対し財務諸表から得られる情報は以前よりわかりづらく、理解可能性の低下を招いたものと考えている。

また、地方公営企業では、国からの要請により、2020年度までに地方公営企業の経営戦略の策定が求められ、その中で国庫補助金処理及び償却資産の更新に備えた会計上の財源確保の考え方並びに発生主義に基づく将来予測可能な財務情報の提供が大きな課題であろうと考えている。

こうした中、筆者は、地方公営企業会計制度の改正をきっかけに国庫補助金処理について、国庫補助金の目的が資本助成である以上、国庫補助金を資本剰余金として純資産で認識することが適正ではないか等の疑問を抱いたものである。

こうしたことから、国庫補助金会計について、企業会計と地方公営企業会計のコンバージェンスを図り、より適正な会計処理と利害関係者にとって有用な財務情報となる財務諸表の作成を中心に研究を進めていく。その結果として、今後の時代の変化にも対応できる国庫補助金処理及び目的に適合した理解可能性の高い財務諸表並びに国庫補助金に変わる信託会計等について提案することで、持続可能な企業を下支えする会計の一助になればと考えている。

なお、本論文において、研究対象は、企業会計は株式会社、地方公営企業会計は水道事業及び下水道事業、国庫補助金は償却資産の取得又は改良に伴い交付される国庫補助金としている。また、地方公営企業会計は、公会計の範囲に含まない立場の説（狭義説）を採用した。

I. 国庫補助金の概要と論点

企業会計における国庫補助金処理は、企業会計原則改正（1974年）前は資本取引とみて資本（純資産）に計上（資本説）していたが、現在は損益取引とみて利益に計上（利益説）し課

税対象としている。

一方、地方公営企業会計における国庫補助金処理は、会計基準の見直し（2014年）前は資本剰余金に計上（資本説）していたが、見直し後は、国庫補助金を取得時に長期前受金として負債の部の繰延収益に計上し、期末に、減価償却費と見合い額を、繰延収益を取崩し収益に計上（利益説）している。現在は、両会計とも、国庫補助金を利益説に基づき認識する点は共通しているが、取得した資産処理を含め国庫補助金の処理に違いがある。

本章では、国庫補助金と、それに係る資本取引・損益取引、資本説と利益説及び繰延収益について整理をするとともに、課題・論点を抽出する。

1. 国庫補助金の概要

1-1 国庫補助金の定義

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（＝補助金等適正化法）の定めによる国庫補助金

補助金等の定義であるが、補助金等適正化法において「国が国以外の者に対して交付するものをいい、補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの」（補助金等適正化法第2条第1項）とされており、国庫補助金とは、「特定の事業の実施を奨励するために政府が個別企業に対して交付する補助金をいい、このうち、特定の固定資産を取得するために交付されるものを建設助成金という」のである。¹⁾

(2) 補助金等適正化法にみる3つの性格

補助金等の性格は、給付する側から見た場合、①相当の反対給付を受けない（片務性）、②相手方がこれによって「利益を受ける」（受益性）、③用途が特定されている（特定性）の3つが指摘されている。²⁾

(3) IFRSの定めによる政府補助金

IFRSにおける政府補助金とは、「政府による援助であつて、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来にお

いて満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるものをいう。合理的に価値を定めることのできない形態の政府補助及び政府との取引のうち企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される。」また、「資産に関する補助金とは、補助金を受ける資格を有する企業が固定資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金をいう。」（IAS第20号par.3）とされている。

1-2 企業会計原則における国庫補助金等により取得した資産の会計処理と表示

企業会計原則の注解24では、国庫補助金等によって取得した資産の会計処理と表示の方法を定めており、資本として処理する立場³⁾としながらも、一括して収益を認識するのではなく、その費用と対応させて収益を認識する（圧縮記帳）ことを認めている。また、圧縮記帳による会計処理方法として、剰余金処分により国庫補助積立金（固定資産圧縮積立金）を計上する方法（積立金方式）もある。

2. 地方公営企業会計における補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更

2-1 制度改正の概要

会計基準の見直し内容

地方公営企業会計における会計基準の見直しである「補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更」は、任意適用が認められていた「みなし償却制度」⁴⁾が廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類するものは、その交付を受けた金額に相当する額を、長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化する、というものである。（地方公営企業法施行令第26条第1項・2項、地方公営企業法施行規則第21条第1項）

この償却資産に係る国庫補助金等については、「資本的要素が強く、資本に計上すべきとの意見もあるが、その場合には、財務諸表上こ

これらの補助金等に係る収益を期間対応させて損益計算書に反映させることができない等の理由から、前もって収受した（長期の）前受金と捉え、負債計上することが適当であると考えられた。しかしながら、通常の対外的な返済義務を伴う負債とその性格が異なることから、負債の部に固定負債、流動負債とは別に繰延収益（「長期前受金」という新しい区分を設け、大枠では負債の中に整理するが、通常の負債とは異なるものであることを明確にしている。）」⁵⁾ という。

旧制度におけるみなし償却制度は、民間企業の税務に対応した圧縮記帳の代替版であり、みなし償却によって原価を圧縮し低廉な公共サービス料金を実現しようとするものであった。⁶⁾ また、旧制度の国庫補助金処理は、企業会計と異なり、資本の維持・醸成を図る必要があること、公営企業は法人税を考慮に入れる必要がないことから、企業会計原則の資本取引と損益取引の区分の原則を適用し、損益計算書を通さずに貸借対照表の資本剰余金で認識し計上していた⁷⁾ ものである。

2-2 制度改正の急所

日本水道協会経営調査専門委員会の「地方公営企業会計制度の見直しに関する意見交換（概要）」によれば、補助金の収益化による内部留保資金及び損益等への影響について、「補助金等取得資産の減価償却見合い分の収益化により内部留保資金の確保が困難になることへの懸念と、みかけ上の収益の増加により経営の実態を示すことが困難になることへの懸念を持っている。」⁸⁾ との意見が出された（安定した適切なサービスの提供のために必要な内部留保資金の位置関係は右記「図表1」のようになると考える。）。

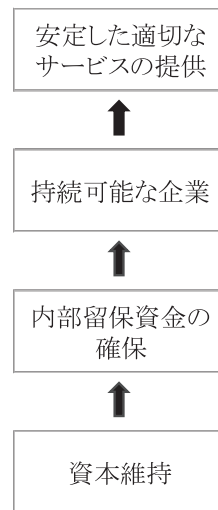
また、2012年に行われた『地方公共団体金融機構寄付講座第9回フォーラム「地方公営企業会計の見直しと地方債」』では、総務省で行われた地方公営企業会計に関する研究会の内容を取り上げており、「研究会において、補助金部分を取り崩すのは理解できるが、補助金部分

を資本に置き取り崩すのか、あるいは、負債に置き取り崩すのかという点が問題となり、資本に置いて取り崩す方が正しいであろうが、資本は保全することが前提であり、取り崩すことを前提としているものを資本とは捉えられないというものであった。また、補助金として取得した資産に対し、貸方を負債とするか資本とするかという点は、「どちらでもない、本当は中間的なもの」だがやむを得ず負債に入れることになった。⁹⁾ と述べられている。

ここに、今回の制度改正の急所が凝縮しているのではないだろうか。「地方公営企業会計制度の見直しに関する意見交換（概要）」では、「内部留保資金の確保」と「信頼性の高い財務情報の開示」を、『地方公共団体金融機構寄付講座第9回フォーラム「地方公営企業会計の見直しと地方債」』では、国庫補助金の取得時の「貸借対照表の構成要素の決定」が論点になったものと思われる。

以上から、地方公営企業会計での減価償却見合い分の収益化による「内部留保資金の確保」については、維持すべき資本と国庫補助金によって取得した償却資産の評価との関係を論点・課題として挙げる。また、地方公営企業会計の財源において、国庫補助金と内部留保資金

図表 1



は相互に影響し合うだけでなく、国庫補助金が「将来の償却資産更新時に再び交付」（＝再交付）されるか否かは、企業経営や住民負担に直接跳ね返るため、国庫補助金の再交付が未確定な状態の中で繰延収益をどう捉え、また、国庫補助金の再交付の有無をどう情報として表現すべきかが重要であり論点・課題となる。

次に、「信頼性の高い財務情報の開示」については、発生主義の最大の特徴である将来予測の可能性を生かした経営実態に忠実な損益ベースの表示を、また、「貸借対照表の構成要素の決定」については、国庫補助金の取得時にどの構成要素で認識し、その後、取り崩すべきか、また、取り崩すことを前提としているものを資本として捉えてよいのか、を論点・課題として挙げる。

3. 貸借対照表の構成要素の決定を左右する 資本取引・損益取引

貸借対照表の構成要素の決定要因となる資本取引と損益取引について整理する。

資本取引・損益取引区別の原則

資本取引・損益取引については、企業会計原則の一般原則第3で、資本取引・損益取引区別の原則として、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」としている。資本剰余金とは、資本取引によって企業内に留保された剰余によるものであり、利益剰余金とは、企業の営業活動によって獲得した利益によるものである。

この資本剰余金と利益剰余金を区分した表示については、企業会計原則注解2で、2つの剰余金を厳格に区別することを要求しており、これは配当財源としてその源泉を区別することを意図したものであり、配当財源は、株主から委託を受けた金額（資本）を損なうことなく、あくまでも資本（元手）を利用して得た留保利益から行うこととして資本の払戻しではないことを明らかにしている。¹⁰⁾「利益剰余金は資本の

運用取引から生じたものであるから、本質的に分配可能性をその特質とするのに対して、資本剰余金は、資本金とともに、企業活動の元手を表わし、維持拘束性を特質とするものである。」¹¹⁾としている。

従って、資本取引と損益取引を区別するということは、資本取引の結果として企業内に留保される元手（資本）と、元手を運用（損益取引）した結果として生じる損益を混同しないということであり、¹²⁾そして、資本剰余金については企業内に維持拘束され、資本の維持が達成されることになるのである。

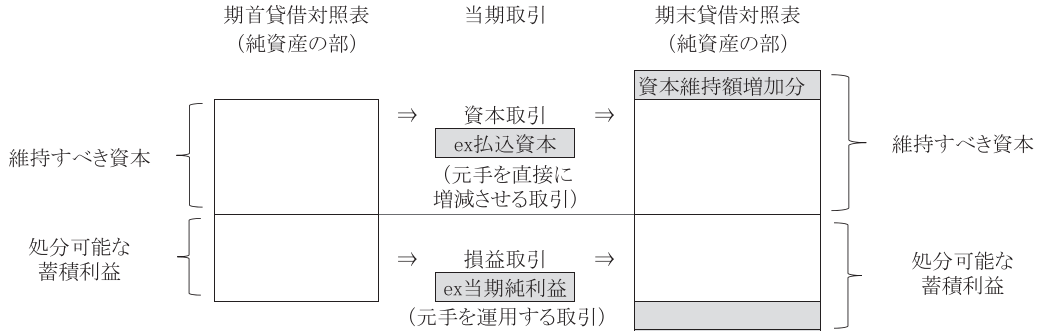
これを図解にすると以下「図表2」のようになるものと考えられる。

しかしながら、2001年の改正商法（＝旧商法）、また2006年の会社法の施行により、資本の部（会社法は純資産の部に変更）は大きく変質をした。すなわち、旧商法は、これまでの資本性の剰余金を「分配可能（＝配当可能）利益」として配当財源に組入れることを容認し、また、会社法も従来の「利益の配当」から「剰余金の配当」へと、より広い範囲で分配可能財源を確保し「分配可能財源の源泉区分は問わない」こととし、よって、配当規制の観点からは会計が求める払込資本と留保利益の区別原則はもう決定的な意味は有さなくなってしまうことになる。¹³⁾

また、この資本取引には、狭義または広義にとらえる見方があり、狭義説は払込資本だけを資本取引とし、広義説は払込資本、評価替資本の増減及び受贈資本の増減取引までを資本取引とする。¹⁴⁾

以上より、資本取引・損益取引の区分方法は、企業会計では、企業会計原則が広義説をとるものの、会社法及び法人税法が狭義説の立場をとることから取引源泉で区分し、資本取引を払込資本である株主の出資によるものに限定していると考えられる。この「限定」という考え方に立つと、地方公営企業会計では、株主が存在しないことから払込資本はなく、企業会計でいうところの資本取引が成立しないことになる。

図表2 「資本取引・損益取引区別」



そこで、企業会計をはじめとする資本制度を基に、地方公営企業会計では、株主的存在はないのか、資本主をどうとらえるかを論点・課題として挙げる。

4. 国庫補助金の認識に関する資本説と利益説

次に、国庫補助金の認識である資本取引に基づく資本説と損益取引に基づく利益説について整理する。

国庫補助金として受け取った金額の本質と会計処理は、これを資本剰余金とみて貸借対照表に計上する見解（資本説）と、特別利益として損益計算書に計上する見解（利益説）がある。¹⁵⁾ これは、受け入れた国庫補助金の性質について、資本説と利益説に大別する¹⁶⁾ 考え方から導かれているものである。

4-1 企業会計原則改正前の資本説と利益説

企業会計原則改正（1974年）前の企業会計原則注解7¹⁷⁾ において資本的支出に充てられた国庫補助金等は資本剰余金として例示列举されていた。¹⁸⁾

資本説は、株式会社の維持すべき資本は、本来、株主の払込資本だけに限定されるべきではなく、贈与者の意図によって維持すべき元本たる資本としての条件を備えているものは株主の払込資本と同様に扱わなければならない¹⁹⁾ 資本剰余金として処理すべきというものであった。

これに対し、商法、法人税法は利益説の立場

をとっており、企業会計原則は資本説の立場を基調としつつも商法・税法との調整を図り、国庫補助金等を受入時の期間利益に算入したうえで、利益処分の段階で企業が株主総会の決議を経て資本剰余金として積み立てる方法（旧財規第65条1項）、国庫補助金等相当額を圧縮記帳する方法（注解24）、国庫補助金等相当額を発生期の期間利益に算入する方法²⁰⁾ の3つ処理を挙げていた。

4-2 国庫補助金の性質から見た資本説と利益説

利益説による国庫補助金の受入れは株主からの拠出ではなく、株主からの拠出や株主への払戻しのみを資本取引に限定すれば、国庫補助金の受入れは当然に資本取引ではない。ただし、国庫補助金を受け入れた期間のみの利益とする見解もあるものの、「前受収益とする考え方と繰越収益とする考え方」²¹⁾ がある。税法では、国庫補助金による資金受入れを利益と捉えるが、受け入れた金額を有形固定資産の取得原価から差し引く圧縮記帳という方法を認めている。²²⁾

この圧縮記帳については、「圧縮記帳がなされると費用化の基礎となる取得原価（帳簿価額）がそれだけ小さくなるため、費用化される額もそれだけ小さくなり、このことは、取得原価が取得有用性（将来キャッシュ獲得能力）を示さないだけでなく、費消有用性の合計額も小さく

なることになる。」²³⁾との指摘がある。圧縮記帳を行う場合でも、国庫補助金を定期的に収益で認識されていることにはなる。

資本説は、かつては通説²⁴⁾であった。しかし、「現在、制度上、純利益を前提とした場合、資本取引は、損益取引以外の純資産の変動をもたらす取引、具体的には「報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来において報告主体の所有者である株主または子会社の非支配株主になり得るオプションの所有者との直接的な取引」および「投資のリスクから解放されていない部分の発生」と説明される。これに照らせば、国庫補助金の受入れは資本取引にはならず、議論は利益説に収束している」²⁵⁾といわれている。

また、資本説は、「企業を株主から独立した別個の存在として認識する企業主体論を基礎とし、そして、国や地方自治体及び消費者など、株主以外からの資金の受入れであっても、それが企業資本の助成や充実を目的とする限り、元本たる資本として取り扱うべきである」²⁶⁾とする考え方があり。その理由として、「経済発展を考慮して税金から交付された国庫補助金が、もし利益として取り扱われると、配当の財源となって株主だけが利益を得たり、課税によって資金が減少して補助金交付の目的たる資産が取得できなくなるおそれが生じる点もこの見解の根拠である。」²⁷⁾とする。しかし、資本説は、次のように「株主以外からの贈与が資本の助成を目的とするとしても、企業の解散時には贈与者への返還を必要とせず最終的には株主に分配されるから、贈与額は基本的には株主に帰属する利益であるといわざるをえない」²⁸⁾との問題が指摘されている。

また、贈与額からの配当や贈与額への課税は次の2つ方法で回避することができるとしている。

1つは、国庫補助金受入額を特別利益として損益計算書に計上するとともに、法人税法の認める圧縮記帳²⁹⁾を実施し、補助金の額だけ有形固定資産の評価額を減額する方法である。た

だし、「固定資産の取得原価が引下げられるため、贈与等で取得した資産でも時価などの公正な評価額をもって取得原価とするという企業会計原則の規定と矛盾する。」³⁰⁾とし、そのため企業会計原則では、資産評価の例外規定として圧縮記帳を認め、³¹⁾貸借対照表の表示の方法を注解に示している。

2つ目は、「贈与額を一挙に計上するのではなく、いったんこれを繰延収益としたうえで、徐々に取崩して利益に算入する方法である。これと同じ効果を持つのが、受け入れた補助金と同額の任意積立金を、利益剰余金の処分において設定する方法である。法人税法は、企業が株主総会等の決議を経て国庫補助金等の額を任意積立金として設定した場合に、この積立額を課税所得計算における損金として控除することを認めている。」³²⁾もので積立金方式と呼ばれる。

現在、「企業会計原則では、受贈資本の本質を資本とみなしているとはいえ、会社法及び法人税法が国庫補助金等を利益とみなし、その調整の観点から、国庫補助金等を損益計算書の特別利益として計上し、利益剰余金の計算に含め、株主総会において剰余金の処分により積み立てる旨の承認を得た後に、貸借対照表の純資産の部の「その他利益剰余金」として内容を示す科目を表示することとしていた」³³⁾ことからしても、利益説が有力であるといえる。また、会計処理は、「固定資産は本来の取得原価で貸借対照表に計上されるとともに、この額に基づいて減価償却計算が行われるため、会計理論上は圧縮記帳方式より積立金方式の方が望ましい」³⁴⁾といわれている。

4-3 IFRSにおける主張

IFRSでは、政府補助金の会計処理には、純損益の外で認識するキャピタル・アプローチと、1つ又は複数の期間にわたって純損益に認識するインカム・アプローチがあるとして、それぞれ次のように主張している。

キャピタル・アプローチは、政府補助金は資金調達手段であり、純損益に認識にして当該補

助金が賄う費用項目を相殺するのではなく、資金調達手段として扱うべきで、こうした補助金は返済が予定されていないので純損益の外で認識すべきであること、また、政府補助金は稼得されたものではなく、関連費用を伴わずに政府から供与された奨励金であること（IAS（＝国際会計基準）第20号par.14）を論拠としている一方、インカム・アプローチは、政府補助金は株主以外からの入金なので、適切な期間にわたって純損益に認識すべきであること、政府補助金が無償であることは稀であり、企業は補助金交付の条件を遵守して与えられた責務を果たすことにより補助金交付を受けるもので、当該補助金で補償することを意図している関連費用を企業が認識する期間にわたって純損益に認識すべきであること等（IAS第20号par.15）を論拠としている。

この両者を検討したうえで、IFRSは、利益説であるインカム・アプローチを選択している。

このように、国庫補助金の受入れは、利益説が有力であり最終的に利益を構成するにしても、問題なのは、国庫補助金を純資産から取崩すのか、負債から取崩すのか、資産の振替によって処理するのか、つまり、取崩しの母体をどの構成要素で見のかという点が本論文における最大の論点である。

5. 繰延収益

続いて、貸借対照表の構成要素のひとつである繰延収益について、整理する。

5-1 繰延収益の定義

繰延収益とは、収益が実現している（対価を受け取って、財・サービスをすでに提供している）にもかかわらず、「その対価受領効果³⁵⁾が将来にわたって発現すると予想される」³⁶⁾がゆえに、期間計算上その全額を受取った年度の収益とせず次期に繰延べて負債にしているもの³⁷⁾をいう。

5-2 企業会計・IFRS・地方公営企業会計における繰延収益の捉え方

(1) 企業会計

企業会計では、財務会計の概念フレームワークにおいて、繰延収益を原則として純資産のうち株主資本以外の部分としている。

企業会計の繰延収益は、1990年の商法改正に際して、繰延収益の包括規定を求める意見書が提出された。その意見書では「繰延収益は、企業会計における期間損益計算の明瞭性・適正性を確保するために設けられる貸方項目であり、その具体的内容は、次期以降の営業年度に帰属せしめるべき収益を、一旦、貸借対照表の負債の部に計上し、その後、これを合理的な方法により各年度に配分し、もって収益の期間配分を適正にすることを目的とするものである。」³⁸⁾と示されている。また続けて、「繰延収益は、法律上の債務ではなく、もっぱら企業会計における期間損益計算重視の観点、いいかえれば損益法原理に立脚して設けられる貸方項目である。したがって、これは、貸借対照表の資産の部に計上される繰延資産と、その会計的性格において、まさに対をなすものである」³⁹⁾と示されている。

このように、「繰延収益は期間損益計算における収益の期間配分手続きから生ずる項目であり、法律上の債務性がない会計上の負債として認識される項目である」⁴⁰⁾といわれる。

そして、こうした繰延収益についての包括規定を旧商法に導入しようとする動きがあったものの制度会計への導入は見送られた。この、繰延収益概念が商法に採り入れられなかった理由は、「商法の通説の立場は、配当規制を会社の清算時における債権者保護を目的としているものと推測され、その立場からは、資産と比較されるべきものは法的債務であると考えるのが論理的である。」⁴¹⁾ことから、「会計学の立場ではなく、商法の立場からの論理すなわち法的債務性の欠如によるものである。」⁴²⁾と考えられている。

(2) IFRS

IFRSにおける繰延収益は、顧客から請求される売上インセンティブ(返金またはリベート)について負債(または繰延収益)を認識することを示している。

また、IAS20では、法的債務性の有無ではなく、費用との対応関係から導かれる処理を示しており、これらの表示方法に対して、最終的な当期利益に対する影響は同じものの、経営成績の適正な計算明示という観点から固定資産の減価償却費と相応する収益を認識計上する点及び財政状態の適正な表示の観点から固定資産の貸借対照表価額が実際の取得原価を基礎に決定される点で圧縮記帳より繰延収益を計上する方法が合理的である⁴³⁾との見方がある。

(3) 地方公営企業会計

地方公営企業会計では、先に述べたとおり、繰延収益を負債として整理し捉えている。

以上により、繰延収益について、IFRSでは、繰延収益を負債として認識することを認めているものの資産負債中心観と一貫していないとの立場から改訂が検討されており、一方、企業会計では、繰延収益の負債計上は制度上導入されていない現状がある。よって、繰延収益の負債性の有無そのものを論点・課題として挙げる。

II. 国庫補助金処理の検証と考察

企業会計の会計プロセス「認識⇒測定⇒記録⇒表示⇒報告⇒意思決定」を意識し「検証・考察のフロー」(「図表3」)を作成する。このフローは、3つの大きな項目に分け、項目ごとのそれぞれの観点から、仕訳・損益計算書等と関連付ける形で、論点・課題を列記し、解決のための検討や考察を行う。

1. 繰延収益の負債認識に係る財務会計の概念フレームワークとの整合

(1) 論点・課題

地方公営企業会計では、国庫補助金の交付による取得時、貸借対照表上、長期前受金である

繰延収益として負債で認識されるが、企業会計及びIFRSにおける「財務会計(財務報告)の概念フレームワーク」上、負債の性質を有しているといえるかどうか、負債性の有無について検証する。

(2) 検証・考察

企業会計では、「期間損益計算の明瞭性・適正性を確保するために設けられる貸方項目」⁴⁴⁾であるとする繰延収益で国庫補助金を処理することは、繰り延べた貸方項目が、法律上の確定債務⁴⁵⁾ 法律上の条件付債務⁴⁶⁾ 及び債務でない経済的負担⁴⁷⁾ の3種類の項目⁴⁸⁾ を含んだ「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」⁴⁹⁾ とする負債の定義を満たしていないため「財務会計の概念フレームワーク」に反していることになる。「財務会計の概念フレームワーク」では、このように、「負債を厳格に定義づけたために、その定義に反するもの」として繰延収益を負債から除外し、純資産のうち株主資本以外の部分⁵⁰⁾ (第3章「財務諸表の構成要素」脚注5)としている。

従って、企業会計において繰延収益を負債に計上することは、制度上、適正な会計処理と言えない。

では、なぜ純資産で認識するのか、それは、純資産のうち株主資本以外の部分を「評価・換算差額等、少数株主⁵¹⁾ 持分など弁済義務がないことから、負債ではない、純資産であると位置づけている」⁵²⁾ からであり、国庫補助金はそれに当たるといえるものである。つまり、負債でない貸方項目は純資産の構成要素とみる考え方であろう。

また、同様に、補助金等適正化法における補助金等の性格の一つに「相当の反対給付を受けない、つまり、片務性」がある。「政府補助金と債務との決定的な相違は「相当の」との文言はあるものの政府補助金における片務性にある。この点で政府補助金には債務性がない」⁵³⁾ つまり、負債ではないということになる。

その一方で、「政府補助金には、取消・返還

図表3 検証・考察のフロー

I 新規投資を目的とした国庫補助金					
1. 資本・損益取引の観点から、国庫補助金の取得による貸方会計処理等の検証と考察					
現金 ×××	国庫補助金 ×××				
会計処理					
<table border="1"> <tr><td>収益</td></tr> <tr><td>資産の減少</td></tr> <tr><td>繰延収益</td></tr> <tr><td>資本剰余金</td></tr> </table>		収益	資産の減少	繰延収益	資本剰余金
収益					
資産の減少					
繰延収益					
資本剰余金					
2. 資産負債アプローチの観点から、国庫補助金により取得した償却資産の評価と維持すべき資本等の検証と考察					
償却資産 ×××	現金 ×××				
資産評価	資本維持				
II 更新投資を目的とした国庫補助金					
3. 持続可能な企業経営の観点から、国庫補助金の再交付の取得による貸方会計処理等の検証と考察					
現金 ×××	国庫補助金 ×××				
会計処理					
<table border="1"> <tr><td>収益</td></tr> <tr><td>資産の減少</td></tr> <tr><td>繰延収益</td></tr> <tr><td>資本剰余金</td></tr> </table>		収益	資産の減少	繰延収益	資本剰余金
収益					
資産の減少					
繰延収益					
資本剰余金					
4. 有用な会計情報を提供する観点から、発生主義会計の予測可能性を重視した損益計算書上の国庫補助金利益適正表示の検証と考察					
P L					
	経常利益				
国庫補助金収益化	当期利益				
III 国庫補助金に変わる資金調達					
5. 国庫補助金に変わる資金調達の観点から、信託会計導入の検証と考察					
現金 ×××	信託（ファンド） ×××				

さらに罰則規定があるような用途の特定性が何らかの行為を政府補助金受領者に義務付けている点は負債として受け止められる点であると考えられる。⁵⁴⁾として負債で認識する見方もある。

さらに、企業会計基準第5号貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準には、「～資本や負債に該当しない項目が生ずることがあり、この場合には、独立した中間的な区分を設けることが考えられるが、中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている」（第5号第20項）とあり、繰延収益の構成要素としての位置づけがまだ明確になっていないことがわかる。

次に、IFRSでは、繰延収益を負債として認識することを認めている。

IAS第20号「政府補助金の会計及び政府援助の開示」では、関連するコストと対応させて補助金収益を認識する、つまり「付帯条件が満たされ現在の義務⁵⁵⁾が存在しない場合であって

も「繰延収益」という負債を認識する⁵⁶⁾としている。

しかし、IAS第20号が「現在の義務がないものを繰延負債として認識し、関連する費用を賄うことを目的に収益と費用を対応させることは現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」と不一致をもたらす⁵⁷⁾とし、資産負債中心観と一貫していないとの立場から改訂が検討されている。

この改定に係る検討は、IASBは『IAS第41号「農業（農業活動に関連する会計処理および開示）」を「概念フレームワーク」及びその他のIFRS基準と整合性があるためIAS第20号より優れている⁵⁸⁾とし、全ての政府補助金にIAS第41号を適用することはIFRSの首尾一貫性を高める可能性がある』ことを指摘した（IASB2006.par.7）が、IASBは「2006年2月にIAS第20号改訂プロジェクトを再検討した結果、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」改訂プロジェクトや収益認識プロジェクト、排出権スキーム等の他の基準の開発状況との関連性が高いことから、それらの進展を待つためにIAS第20号改訂プロジェクトの延期を決定した⁵⁹⁾」のである。しかし、2018年12月現在、改定に至っていない。

最後に、地方公営企業会計であるが、繰延収益は、固定負債、流動負債と並ぶ負債の項目であるとして、負債というくくりの中に限定することで通常の負債とは異なるものであることを明確にしている。これは、国際的な潮流に合わせるという意図の表れのようにも思われる。

なお、繰延収益に関する三者の比較を以下「図表4」に示す。

(3) 繰延収益に関する三者の比較

以上のことから、地方公営企業会計における繰延収益は、負債として規定をされているものの、企業会計・IFRSにおける「財務会計（財務報告）の概念フレームワーク」で見た場合、特に国庫補助金の性質「片務性」に着目すると、負債の性質を有しているとは言い難い。

なお、資本を普通持分に限定して中間的な項

図表4 繰延収益

摘要	企業会計	IFRS	地方公営企業会計
定義	純資産のうち株主資本以外の部分	固定負債、流動資産と並ぶ負債の項目	固定負債、流動資産と並ぶ負債の項目
性格	損益法原理に立脚して設けられる貸方項目	返済義務を負う負債とは性格を異にする負債	返済義務を負う負債とは性格を異にする負債

目を準負債にする資本確定アプローチからの3区分説、負債を債務性を有するものに限定して中間的な項目を準資本とする負債確定アプローチからの3区分説、あるいは両者を合わせた混合アプローチの考え方がある。⁶⁰⁾

2. 非交換取引にみる国庫補助金の認識

(1) 論点・課題

地方公営企業会計は政府会計の一つである。

2017年度から各地方自治体に導入された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告」による「統一的基準」の中で、国庫補助金は、収益ではなく純資産として位置づけられている。

同一の政府会計でありながら国庫補助金を取得時に、地方公営企業会計は負債として、公会計は純資産として認識している。

地方公営企業会計の資本は、「独立の法人格を持たず、自治体の資本の機能を代行すると位置づける」⁶¹⁾ とする考えに立つならば、実質的には公会計と同一の資本として捉えるべきである。そこで、両会計における国庫補助金の認識の違いはどこにあるかを探る。

(2) 検証・考察

公会計では、「統一的基準」の中で、補助金は財務書類の構成要素のうちの「財源及びその他の純資産増加原因」に含まれ、補助金等のように非交換取引⁶²⁾ から生じる純資産の増加は収益と認識されず財源とされている。

これは、IFRSにおける補助金を純損益の外で認識するキャピタル・アプローチの支持者の主張（IAS第20号par.14）と重なる。

また、2006年の総務省「新地方公会計制度研究会報告書」の中で、国庫支出金等（国庫補助金）の受入のうち、資本移転収入（経常費用

に対応する経常移転収入に該当しない場合は、収益の要件である会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の増加原因に該当しないことから収益としては計上されない（むしろ純資産変動計算書上の損益外純資産増加原因として計上される）としていた。公会計では、純資産（税収、国庫補助金等）を特定の会計主体の実質的所有者から当該会計主体に対する拠出と定義づけており、それは、主権者としての住民（国民）からの拠出と捉えている、というものであろう。

一方、株主のいない地方公営企業会計では、企業会計同様に資本を株主の拠出額に限定し株主に関する取引のみを資本取引と解するならば、株主は存在せず国庫補助金は株主以外の者からの受入となる。

これは、IFRSにおける補助金を純損益に認識するインカム・アプローチの支持者の主張（IAS第20号par.15）と重なる。

これからすると、国庫補助金の取得時の処理は、費用項目との対応と資本主の捉え方の違いから、公会計では純資産として、地方公営企業会計では繰延収益として貸借対照表に認識しているといえる。公会計では、国庫補助金は、関連費用を伴わず国から供与された資金、つまり相手勘定を特定しない資金源であり、また、住民を資本主と捉えているところに地方公営企業会計との間に違いが生じていると考える。

しかし、地方公営企業における出資者と、補助金等を繰り出す地方公共団体や国の所有者とをどう区別するのであろうか。両会計の目的は公共（行政）サービスの提供であり、その対象は同一の住民である。また、地方公営企業会計が国や地方公共団体から資金提供を（国民の税

金の一部を補助金等の形で) 得ていることからすると「公会計の資本主 = 地方公営企業会計の資本主」の関係が成り立つのではないか。

このようなことから住民は、公会計及び地方公営企業会計にとって資本主と考えることもでき、企業会計でいうところの資本主が地方公営企業会計にも存在することになる。むしろ、地方公営企業会計における国庫補助金は資本主からの拠出と捉え、資本取引として純資産で認識すべきではないだろうか。

3. 国庫補助金の取崩しによる収益化の母体

(1) 論点・課題

貸借対照表の国庫補助金構成要素の決定について、実務における国庫補助金取崩しにふさわしい収益化の母体は負債なのか純資産なのかを検討する。

(2) 検証・考察

実務における三者の国庫補助金処理の特性を整理する。

①企業会計

企業会計では、建設助成を目的とする国庫補助金で返還条項のない場合、会計理論上は、その助成目的から維持すべき資本としてその他資本剰余金で扱われるが、会社法上、資本は株主の拠出額に限定されるために、実務上は処分可能な利益剰余金として扱わざるをえない。⁶³⁾

そこで、企業会計は損益取引に基づく利益説の立場をとり、会計処理方法に積立金方式を採用する場合は、剰余金を取崩して収益化し、直接減額方式を採用する場合は、収益と費用を直接相殺(収益勘定と費用勘定により相殺)し課税所得の平準化を図る。

②IFRS

IFRSでは、資産に対する補助金は、将来の関連費用を認識する期間にわたって、定期的に純損益に認識しなければならない。しかし、表示方法については、繰延収益とするか、資産からの控除とするかのいずれかによる。

IFRSは損益取引に基づく利益説の立場をとり、繰延原価法を採用する場合は負債(繰延収

益)を取崩して収益化し、原価控除法を採用する場合は収益の貸借計上(貸方収益を借方収益に振替る)により課税所得の平準化を図っている。

③地方公営企業会計

地方公営企業会計では、償却資産の取得に伴い交付される補助金等は、収益費用構造をより明確なものにしていくため損益計算書を通して収益化する。具体的には、償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金等を長期前受金として繰延収益に計上し、減価償却に伴い収益化(償却時に収益化)をしていく。

地方公営企業会計は損益取引に基づく利益説の立場をとり、繰延収益を取崩して収益化している。

以上、三者の国庫補助金処理は、認識は共通して利益説の立場をとり、取得時あるいは償却時に収益化をしている。また、貸借処理を経由したのちに収益化する場合、当該収益化の母体は、負債または純資産のいずれかである。

国庫補助金の取得時は、会計学的立場に立つ資本説に基づき、国庫補助金の資本助成という性格を表現する資本剰余金に計上し、その後、国庫補助金の収益化の時は、税法等との調整により利益説に基づき資本剰余金を取崩して収益に計上することも可能ではないだろうか。

ただし、ここで問題になるのが、先に述べたように、地方公営企業会計の場合、取り崩すことを前提としたものを資本(資本剰余金)として扱えるかということである。

企業会計における財務会計の概念フレームワークでは、繰延収益を原則として純資産のうち株主資本以外の部分で認識し計上するとある。その後、純資産を母体に取り崩し、収益化することで繰越利益剰余金に含まれていくことも考えられる。また、新株予約権は、権利確定の有無につき、払込資本か利益に振替処理をしており、さらに商法解釈論の中に「商法的解釈のもとでは、会計学上の「その他の資本剰余金」は、利潤計算に関係するものとされ、損益計算書において「特別利益」に属する項目として取

り扱われると考えられる」⁶⁴⁾との見解もあった。

こうした企業会計の考え方に立つならば、形式的には、取り崩すことを前提としたものを資本（資本剰余金）として扱うことに問題はないと考える。

4. 資本維持概念と資産評価基準からみる会計処理

4-1 国庫補助金の資本剰余金処理と繰延収益処理の妥当性

(1) 論点・課題

資本維持概念及び資産評価基準から見て、地方公営企業会計における国庫補助金は、取得時に、資本剰余金（減価償却費のみ発生）、あるいは繰延収益（減価償却費及び長期前受金戻入の発生）のいずれかで処理すべきか考察する。

(2) 検証・考察

資本維持とは、期末持分の金額から、期首持分に資本取引による期中の持分変動を増減した金額を加減して、期間損益を算定する際に「期首持分に資本取引による期中の持分変動を増減した金額」を「維持すべき資本」として、維持すべき資本の大きさを決定することを指すものである。⁶⁵⁾

維持すべき資本は、大きく3つの考え方に分類される。

現行の財務会計の資本維持概念は、貨幣資本維持「名目資本維持⁶⁶⁾と実質資本維持⁶⁷⁾」であり、株式会社では、株主が出資した資本金は名目資本維持として理解されている。また、地方公営企業会計においても、資本維持概念は名目資本維持であるが、地方公営企業会計における「資産＝資本」は、「実体資本⁶⁸⁾としての生産力維持」の視点でみることで実物資本の維持が優先されるものとするのが妥当ではないか⁶⁹⁾とする見解もある。

資本維持概念は、資産評価を前提に適切な資本維持を図ろうとするものである。例えば、実質資本維持の資産評価は取替原価等（＝修正原価）であり、一般物価変動を加味することで資本の維持を図ろうとするものである。実質資本

維持は、この修正原価をもとに将来の減価償却費を見積もることで、実質的な更新投資に備えた内部留保資金を蓄えるものであり、更新投資と内部留保資金にも焦点を当てていることがわかる。

また、「固定資産の取得後における価格上昇を考慮に入れて減価償却費を計上することは認められない。そこで、減価償却費が収益に対応させられる手続きを通じて、収益によって回収されてくるべき固定資産への投下資本の不足額を、企業は、利益の内部留保で確保しているのが実情である。」⁷⁰⁾との指摘があり、減価償却費の計上不足を利益留保により更新投資額を補充しているとの見方ができる。

こうしたことを踏まえ、価格変動時に、資産を費用化する際の測定基準として適合するのは、資産の現在の修正原価であり、これによって資本維持を反映する利益を計算することが可能になると理解する。

減価償却は、本来は名目資本維持のもと資本回収されるものであるが、例えば、実質資本維持の場合には、「固定資産への投下資本を、その金額（貨幣額ないし資本の名目的価値）において回収するのみならず、それ以上に固定資産を“再取得ないし取替え”るために要する資本までを回収する。それは、資本の実質的価値までの名目的価値の超過分をも回収するものである」⁷¹⁾とする考え方があるように、資本維持は、将来の減価償却に支えられ、更新投資に備えた内部留保資金を確保するという考え方ができるのではないだろうか。

従って、国庫補助金対象資産の更新投資額を確保することが重要な企業にあっては、国庫補助金対象資産の減価償却を介して資本維持を図るため、内部留保資金を蓄えられる資本剰余金として認識し処理することの方が適当であると考える。

それは、企業会計の考え方を地方公営企業会計に重ねた場合、国庫補助金対象資産の減価償却費額から長期前受金戻入を差し引いた額は内部留保資金となるが、一方、長期前受金戻入に

より形成された当期純利益による資金は、資本維持のための資金ではなく、処分可能な分配利益のための資金に変換し外部に流失する可能性があり、更新時の資金にならないと考えられる。

また、企業の目的に応じて資本維持は図るべきであり、そのためには、減価償却に「投下資本の回収」と「更新時に備えた投下資本の蓄積」の二つの意味を持たせることも考えられる。

つまり、期首の資本維持を重視する企業にあっては、資産評価は過去の支出額で測定した取得原価とし、当該取得原価を基にした減価償却により投下資本の回収を行い、資本維持「名目資本維持」を図るといものである。一方、更新時に備えた資本維持を重視する企業にあっては、資産評価は将来の収入見込み額等で測定した適正な修正原価とし、当該修正原価を基に減価償却により更新時に備えた投下資本の蓄積を行い、資本維持「実質あるいは実体資本維持」を図るといものである。

なお、現状、価格上昇を考慮に入れて減価償却費を計上することは認められておらず、また、「企業を無限持続的に維持することは、減価償却の志向するところではない」⁷²⁾ という点は課題として残るところである。

4.2 投下資本の回収と企業の特性の違いによる資産評価と資産維持の連動性

(1) 論点・課題

企業会計と地方公営企業会計において、資本維持の変化を、資産評価である取得原価と修正原価との差額と捉えた場合の資産評価と資本維持の連動性について考察する。

(2) 検証・考察

企業が、事業を継続していくためには、資産評価を前提に適正な資本維持を図らなければならない。この資本維持と資産評価の間には、資産評価が変わればおのずと資本維持も変わるという関係にあり、以下「**図表5**」のようになるものとする。

電力・ガス・鉄道業等の業種や上下水道事業など、固定資産を多く抱え、その耐用年数が長

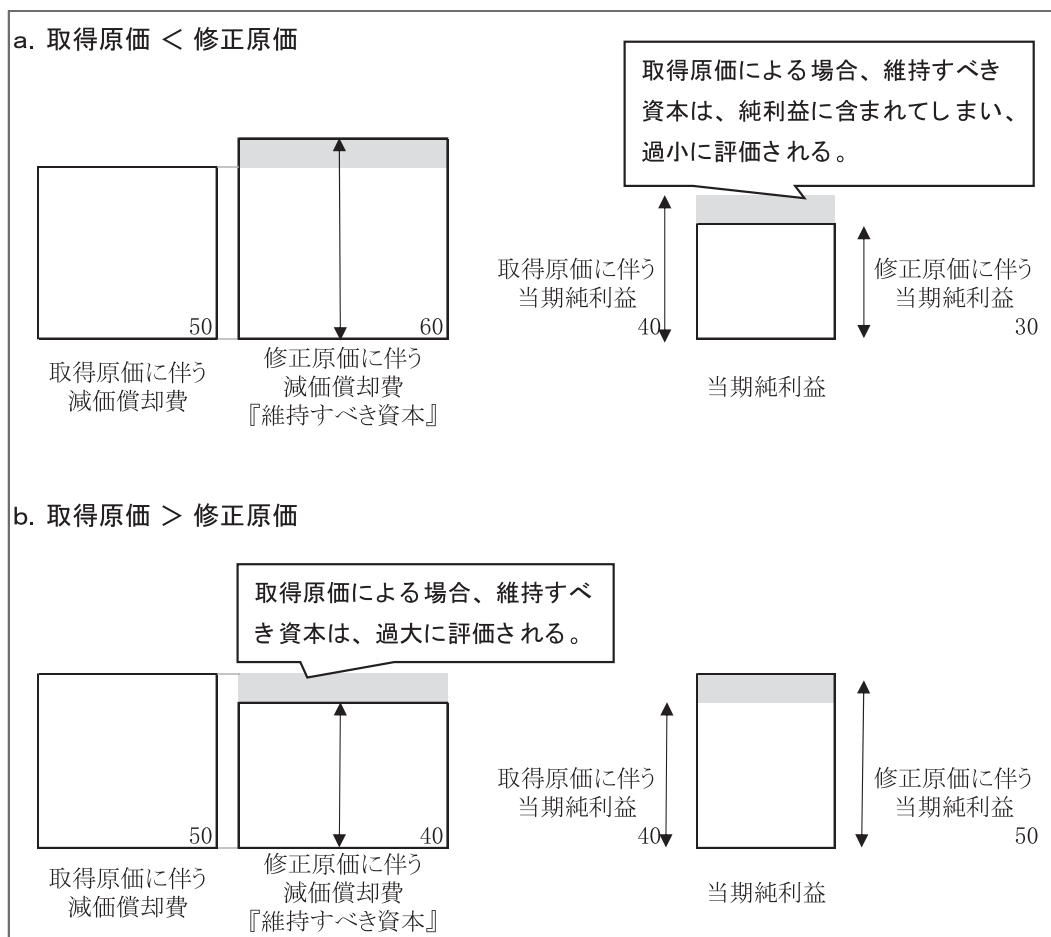
い企業にあっては、投下資本の回収額は巨額となり回収期間も長期を要する。また、償却資産の取得は、インフレやデフレ、さらには技術革新による影響を受けやすく、固定資産の更新に備えた適正な将来キャッシュ・インを見込む必要がある。

よって、固定資産の価額が多ければ多いほど、また、耐用年数が長ければ長いほど、期末時点において、取得原価から修正原価で資産を評価し、資産維持を図る必要があると考える。こうした企業会計の特徴を端的に表現しているのが、貸借対照表の配列方法「固定性配列法」である。この配列方法には、流動性配列法と固定性配列法がある。流動性配列法とは、資産は換金可能性の高い項目の順に、また、負債は返済期限の早い項目の順に配列する方法であり、逆に、固定的な項目から順に配列する方法を固定性配列法という。⁷³⁾ 流動性配列法は企業の短期的支払能力を強調し、固定性配列法は企業の長期的資金調達と長期的資金運用状況を強調しており、ほとんどの企業で流動性配列法を採用しているが、固定資産が巨額となる企業、たとえば電力会社等では一般に固定性配列法が用いられている。⁷⁴⁾ 地方公営企業である上下水道事業会計でも固定資産の割合がきわめて高いことから固定性配列法が採用されている。

そして、公共性の強い業種や地方公営企業のようなインフラ事業を中心とする企業では、事業の継続が最大の使命であり資本維持が企業存続のカギを握る。そのため、更新投資に向けた資本維持を図る（内部留保資金の確保）意味において、取得原価による資産評価は適さないものと考えられ、企業の特性である事業継続の優先度合（重要性の高さ）や同種資産の更新という特徴からも、取得原価から修正原価で資産を評価し、資産維持を図る必要があると考える。

また、実質資本維持の減価償却は、「固定資産そのものの維持による企業の維持を志向するものであり、企業維持ないし企業の発展的維持のためには、実質資本の維持が重要な問題とならざるを得ない」⁷⁵⁾ との指摘もあり考慮する必

図表5 資産評価が変化する場合の資本維持



要があろう。

こうしたことから、投下資本の回収期間によって、また、事業継続の優先度合等によって、資産評価は取得原価と修正原価の間を移動し、これに連動して、資本維持も名目資本維持と実体資本維持の間を移動させて考えるべきではないだろうか。固定資産取得後の価格変動等による減価償却費の増減額計上を認めていない以上、減価償却費を増減させ資本維持を図ることは机上論にすぎない。しかし、事業継続に必要な更新投資に備え、また、企業のアカウンタビリティを解除するためには「修正原価による資本維持」は、会計上重要な一項目と見るべきである。

5. 新株予約権類似の国庫補助金再交付未確定状態における将来収益の適正性

(1) 論点・課題

地方公営企業会計において、資本維持と料金等の適正性は最も重要な意義を持っている。

国庫補助金は、償却資産の更新時において、再度、国庫補助金の交付を受けられるかどうかは不透明である。国庫補助金を繰り延べ、長期前受金戻入で収益処理することが将来の料金等の適正性を担保できるのか、企業会計における新株予約権の考え方と合わせ考察をする。

(2) 検証・考察

地方公営企業会計における長期前受金戻入の収益計上は、国庫補助金見合いの減価償却費相

当額を料金等改定の試算の基礎費用に含まないことになり、その分だけ費用を抑えた形で料金等の改定が行われる。料金等の改定後、実際に国庫補助金の交付があれば問題ないが、交付がない場合、利益は見込みより小さくなるばかりか、仕組的に内部留保資金は蓄えられてないことになるので、建設改良費に充てるための資金に不足が生じ経営目的を果たせなくなる恐れがある。

「図表6」を見ると、料金改定の試算に当たり、国庫補助金の再交付を予定し長期前受金戻入を加味した場合で、国庫補助金の再交付がない時の損益勘定留保資金は、予定していた国庫補助金に係る長期前受金戻入に相当する額だけ余計に資本回収しなければならず資金不足を生じる可能性が高まる。

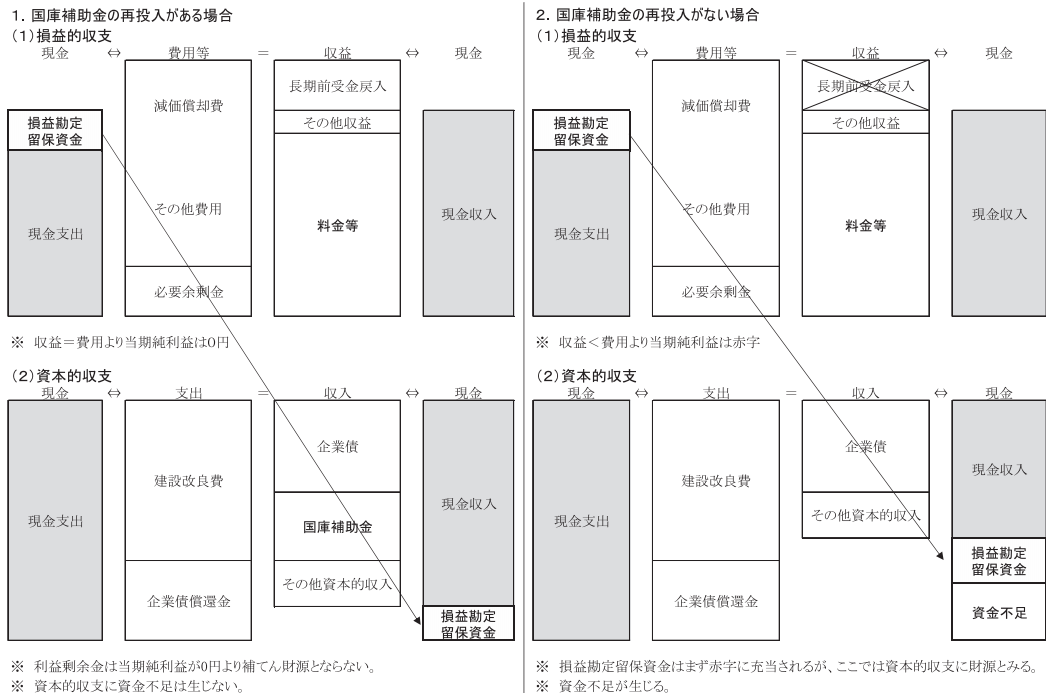
従って、国庫補助金の再交付があると見込んで行う長期前受金の戻入処理では、資金的な裏付けはなく料金等の適正性を担保することはできないものとする。

一方、国庫補助金の再交付有無の未確定状態は、企業会計における新株予約権の権利行使有無の未確定状態に類似すると考える。

わが国における新株予約権は、それを発行した株式会社に対して、その権利を行使することにより、その株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいい、新株予約権が行使されたときは、その金額は、払込資本に振り替えられ、反対に、権利が失効した時は、その金額は利益として処理されるものである。⁷⁶⁾ 従来は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから経過勘定⁷⁷⁾に準ずるものとして負債の部に計上されてきたが、返済義務のある負債でないことから純資産の部に計上することになった。このことからすれば、国庫補助金に係る繰延収益も純資産の部への計上は妥当と考えられる。

これらを踏まえると、国庫補助金を繰延収益である長期前受金として処理した場合、企業会計の2つの会計目的を重視し、その目的に応じ

図表6 長期前受金戻入を加味した料金改定の影響



た意味合いを繰延収益に持たせるということができないのではない。

具体的には、企業会計において、会計の目的を分配可能利益とした場合、利害調整機能が働きその認識対象の測定は過去の確定した現金収支であり、また、会計の目的を有用な投資情報の提供とした場合、情報提供機能が働きその認識対象の測定は予想される将来キャッシュ・フローとして考えてみる。これを地方公営企業会計に当てはめてみると、企業会計の会計目的である「分配可能利益」は「企業債償還元金の返済」に、また、「有用な投資情報の提供」は「将来の料金等決定情報の提供」に置き換えることができるであろう。

つまり「企業債償還元金の返済」を目的とする場合の測定属性は過去の確定した現金収支となり、繰延収益は期間損益計算上の収益の繰延としての性格を有し、また、「将来の料金等決定情報の提供」を目的とする場合の測定属性は予想される将来キャッシュ・フローとなり、この場合においては、繰延収益は新株予約権の当初の考え方に基づく処理同様、権利未確定の仮勘定としての負債あるいは純資産としての性格を有するものと考えられる。

従って、会計目的を将来の料金等決定情報の提供とすれば、繰延収益の収益化は、新株予約権同様に将来の財源と考えないことから、将来の料金等の適正性を担保することができると考えられる。

6. 償却資産の取替法にならう繰延収益の収益化時期の移動

(1) 論点・課題

減価償却方法の取替法をヒントに、国庫補助金の再交付の有無を反映した会計処理ができないか検討をする。

(2) 検証・考察

減価償却方法である取替法では、償却資産の取替時に、取替部分を損益取引による修繕費で処理し償却資産の長期維持を図る。これを国庫補助金処理に置き換えると、国庫補助金の再交

付時には、更新に係る国庫補助金を損益取引による収益で処理し財源維持を図るというスタイルになる。

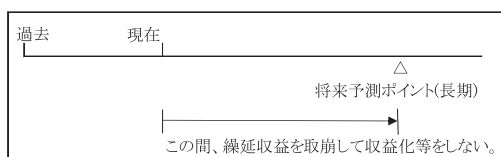
繰延収益の取崩による収益化は、本来、費用収益対応の原則に鑑み期間配分を適正にするという意味を持つが、地方公営企業会計においては、期間配分による利益の平準化よりも、国庫補助金の再交付の有無という経済的事象を優先して処理することの方が財務情報として意味を持つと考え、以下「図表7」に示すように、現在から将来予測ポイント（償却資産更新時）までの間は、繰延収益の取崩しによる収益計上（収益の期間配分）はせず、将来予測ポイント（償却資産更新時）に至って一度期に収益化してみてもどうかというものである。

これは、繰延収益を将来世代の負担に備えたものとして捉え、つまり、国庫補助金の再交付時、いわゆる将来世代の負担にならない時は、繰延収益は不要な負債として収益に振り替え、再交付がない時、いわゆる将来世代の負担になる時は、繰延収益を資本剰余金に振り替える（振替により内部留保資金（繰延収益の収益化を据え置いたことにより蓄積された内部留保資金）を外部に流出させる（建設改良費に充てる））というものである。

その結果、国庫補助金の再交付時は、繰延収益の収益振替処理により安価な料金等原価となり、また、国庫補助金の交付が終了した時は、繰延収益の資本剰余金への振替処理により収益見合いの料金等原価になり、同時に料金等（収益）の適正性が図られると考える。

この処理は、繰延収益を「事後（更新時）において完結する後追い処理勘定」に仕立てるというものであり、繰延収益を資本剰余金に振り替える場合は、自己資本化することにより、資

図表7 将来予測ポイント



本維持を図り資金の流出を防ごうというものである。

しかし、国庫補助金の再交付の有無の結果を待って行う処理であり、発生主義会計が果たすべき予測可能性は不安定となり、また、負債性という問題がつきまとう難しさの残る検討結果となった。

7. 発生主義による将来予測可能な長期前受金戻入の表示

(1) 論点・課題

地方公営企業会計のように料金等改定の算定の基礎となる財源に、将来における国庫補助金の再交付の有無が大きく影響する企業にあっては、財務諸表に国庫補助金の再交付の有無を区別した損益が表示されるとよい。

そこで、地方公営企業会計において、利害関係者に対し、将来の予測がしやすく、また、理解可能性の高い会計情報を提供するために、長期前受金戻入を損益計算書の営業外収益と特別利益のいずれに計上し表示するのがより適切であるかを検討する。

(2) 検証・考察

地方公営企業会計において、長期前受金戻入は営業外収益で認識されているが、金融上の損益とみるならば営業外収益となるが、固定資産に関連した取引から生じる固定資産売却損益は原則、特別損益（企業会計原則・損益計算書原則六）で認識されているという点に着目する必要がある。

その上で、国庫補助金に係る繰延収益の取崩しによる収益化は、経常的に発生するものであり、営業外損益で処理することは適正であるが、長期前受金戻入は金額的に重要性が高く、また、繰延収益は、損益法原理に立脚して設けられる貸方項目という会計的な特殊性に重点を置き、また、企業会計における国庫補助金の取得時の処理は、利益として特別利益に計上し表示していることから、長期前受金戻入を営業外収益でなく特別利益に計上し表示することの方がより適正であると考えられる。

発生主義会計が提供する情報の最大の特徴は、将来の予測可能性である。地方公営企業会計において、国庫補助金会計に係る情報を、損益計算書を通じて利害関係者に提供するためには、長期前受金戻入を営業外収益に変えて特別利益に計上し表示することで、経常利益と当期純利益に国庫補助金の再交付の有無別利益として意味を持たせることが可能になる。それは、料金等改定の試算時にあたり、財源を損益計算書のどちらの利益をベースとすべきかが明確になるのである。

8. 国庫補助金に変わる資金調達のための信託会計の導入とインフラファンド

(1) 論点・課題

現在、地方公営企業会計を取り巻く環境は、国の財政状況が厳しい折、国庫補助金といった財政移転の大幅な増加は期待できず、また、膨大な償却資産の更新時期にあたり持続可能な企業経営を行っていくためには、その財源を国庫補助金や企業債に依存するのではなく新たな資金調達方法を考えておく必要がある。

また、2018年12月には、自治体が水道事業の運営権を民間企業に委託するコンセッション方式⁷⁸⁾の促進を盛り込んだ水道法改正案が国会で可決し、実質的な民営化に向けたハードルが下がり、水道事業の大きな転換点につながる可能性がある。⁷⁹⁾

そこで、地方公営企業会計における国庫補助金に変わる資金調達として、信託会計の導入等を検討する。

(2) 検討・考察

① 地方公営企業のファイナンス

地方公営企業のファイナンスの根拠は、地方財政法に現れる。地方財政法第5条において、「地方債をもってその財源とすることができる」場合として、「公営企業に要する財源とする場合」を掲げており、この部分が地方公営企業のファイナンスの根拠にあたり、民間企業と異なり株式を発行して資金調達をすることができないため、その事業遂行に必要な資金は、他会計

から繰り入れるか、地方債の発行によって調達する以外にない。⁸⁰⁾

このうち、他会計からの繰り入れは、主に一般会計の財政ひっ迫を理由に減少傾向にあるが、地方債は、起債制限を受けるものの今後も発行による資金調達は可能である。一方、地方債による資金調達については、これまでの一律低利・長期のものから、個々の事業課題の解決を促すものへの変革が求められることとなろう⁸¹⁾とする指摘がある。

そこで、資金調達方法としてインフラファンドと信託会計を概観する。

②インフラファンド

インフラファンドとは、インフラすなわち交通、環境社会インフラ等に長期の投資を行うファンドをいい、1990年代半ば以降、年金基金の投資先として豪州を中心に始まり、2000年代前半までに全世界のPPP (Public-Private-Partnership) /PFI (Private-Finance-Initiative) 先進国に急速に広まった。⁸²⁾

インフラファンドには、上場インフラファンドと、一定の投資期間を定めて主に機関投資家から大口の資金を集める私募ファンドがある。⁸³⁾

インフラファンドは、投資家から資金を集めてインフラ事業に投資を行い、その運用実績に応じた配当を投資家に配分する投資スキームである。⁸⁴⁾

また、インフラファンドの運用目的は、特定のインフラ事業に資金を投じて中長期に安定的な収益を得るなど事業の安定継続性や中長期の成長というキーワードが目的として盛り込まれることが多い。⁸⁵⁾つまり、インフラファンドは投資先のインフラ事業が長期にわたり安定的に運営され、每期安定したキャッシュ・フローを生み、さらには事業の成長を通じて長期的に事業価値が向上することを目指すものである。⁸⁶⁾

インフラファンド市場は、2014年の「骨太方針」「日本再興戦略」などの政府方針のもと、関係法令・税制の整備を経て、2015年4月にインフラ市場が開設された。現在(2018年12月)、国内インフラファンドはタカラレーベン・イン

フラ投資法人(国内初の上場2016年6月2日)をはじめ5銘柄しかなく、いずれの銘柄も、安定的な収益が期待される再生可能エネルギー発電設備等を主な投資対象とする投資法人であり、⁸⁷⁾まだ歴史も浅い状況である。

③信託会計の導入

信託とは、信託する者(委託者)が、信託を引き受ける者(受託者)に、ある一定の目的(信託目的)に従って、信託財産を管理・運用・処分してもらう制度⁸⁸⁾である。これを上下水道事業に当てはめると、上下水道事業の信託目的により、水道事業者である委託者が財産である金銭を信託し、受託者である資産運用会社が財産である金銭(信託財産)を管理・運用し、水道事業者等である受益者は信託目的の成果により利益の一部が分配(信託受益権の投資家への分配)されるもので、仕組的には問題ない。

しかし、地方公営企業会計に信託を導入するにしても、収益分配率は企業債(地方債)利率より高く⁸⁹⁾なることが予想され、地方債市場が安定し低金利の続く現状下では、コストを抑えた企業債による資金調達が有利であることは言うまでもない。

④信託会計の会計処理とその効果

信託会計における会計処理の特徴は、事業をセグメント情報として開示できることにありと考える。一つの企業の中に複数の事業を設けるが、それぞれ別会計に分離して会計処理するので、地方公営企業会計にあっては、信託会計導入の最大のメリットになるものと考えられる。

例えば、上下水道事業会計を例にすると、信託財産を活用した水道プランは別会計が分離独立して行うため、本来の水道事業会計に影響することはない。水道プランにより取得した資産は信託財産となり、費用も本来業務としてではなく信託会計の中で処理され、財務諸表に表示されることになる。

信託では、信託する者(委託者)、信託を引き受ける者(受託者)、信託の利益を享受するもの(受益者)の3人の当事者が想定されるため、原則として、委託者会計、受託者会計、受

益者会計の3つの会計が行われることになる。しかしながら、通常は、委託者と受益者が同一人である自益信託となるため、委託者会計と受益者会計が同じとなる。

以上より、今般の水道法の改正により広域連携や民間連携が必要になることを考えると、信託会計の導入及びインフラファンドの活用が、地方公営企業会計の資金調達として現実味を帯びてくる。

信託会計は、セグメント方式（詳細は、Ⅲ・3・(1)セグメント方式（＝共同信託）に後述する。）による事業ごとに分離した会計処理となるため、料金等算定の基礎となる原価に影響することなく本来の事業を独立したまま継続ができ、また、インフラファンドの活用は、企業が抱える事業を補完しあるいは環境負荷低減等社会貢献につながる事業展開を期待できる。

Ⅲ. 国庫補助金処理に関する企業会計と地方公営企業会計のコンバージェンスによる提案

本章では、持続可能で安定した企業を達成するため、国庫補助金処理について、企業会計と地方公営企業会計をコンバージェンスし、①国庫補助金の構成要素決定の5つの処理方法、②発生主義による将来予測可能な長期前受金戻入の特別利益への表示、③更新投資額確保の重要な企業判定「資産評価と資本維持の連動性」、④信託会計の導入とインフラファンドの活用の4つを提案する。

1. 国庫補助金の構成要素決定の5つの処理方法

国庫補助金のより適正な会計処理を行うため、企業会計の考え方を柱に、地方公営企業会計の財務諸表における国庫補助金の構成要素決定の5つの処理方法について提案をする。

1-1 国庫補助金処理5パターンチャート

チャートは、以下「図表8」に示すように国

庫補助金の取得時から決算時、そして、償却資産の更新時に向かうフローであり、チャートの入口（取得時）は純資産と負債の二つに区分している。

(1) 取得時に純資産で認識処理

地方公営企業会計における国庫補助金処理は、国庫補助金の目的が資本助成であることを第一義に、地方公営企業会計における資本主を住民と捉え企業会計における資本主と同義にみなす。

そこで、一つ目は、資本助成である国庫補助金を資本取引として、取得時に貸借対照表の構成要素を純資産の資本剰余金で認識し計上する。決算時は、減価償却を通して資本維持を図り内部留保資金を確保し、償却資産の更新時は、資本剰余金のまま資本維持を持続する。

つまり、地方公営企業会計における住民を企業会計における株主と同義にみなすことで、企業体説によらずとも取引源泉の区別によって資本取引として捉えることが可能になり、資本助成である国庫補助金を資本剰余金で認識し、取得した資産はフル償却するというものである。これが、資本説に基づく考え方「図表8」《パターン1》であり、資本維持を図るとともに将来の更新投資に備えた資金を内部に留保しようとするものである。

二つ目は、一つ目同様、国庫補助金の取得時に純資産の資本剰余金で認識するが、企業会計における財務会計の概念フレームワークを重視し、また、国庫補助金の性格である片務性と新株予約権処理との類似性を根拠に計上する方法である。決算時は、資本剰余金(企業会計では、税制との調整を図るため純資産の部に置かれた繰延収益)から減価償却の見合い分を取崩して利益(または繰越利益剰余金)を計上し、償却資産の更新時は、資本剰余金(企業会計では、純資産の部に置かれた繰延収益)は消滅する。これが、国庫補助金の取得時は資本取引として純資産で認識し、取崩時は損益取引として利益で認識しようとする考え方で《パターン2》とする。

ターン3》とする。

また、繰延収益について、将来の料金等の決定のための会計情報と、国庫補助金の再交付の有無を重視するのであれば、決算時は、繰延収益のまま処理をせず償却資産の更新時まで据え置く。そして、償却資産の更新時になり、国庫補助金の再交付があり国庫補助金で償却資産の更新を行う時は、繰延収益を不要な負債として一括で取崩し利益に振替処理する考え方で《パターン4》とし、また、国庫補助金の再交付がなく自己資金で償却資産の更新を行わなければならない時は、繰延収益を一括で取崩し資本剰余金に持分の振替処理をする考え方で《パターン5》とする。

1-2 国庫補助金処理5パターンチャートの順位

国庫補助金処理は、以下3点を理由に《パターン1》を最も妥当な会計処理と考える。

一点目は、地方公営企業会計制度の会計基準の見直しそのものの問題からである。資本助成を目的とする国庫補助金の場合、当該国庫補助金は、資本の維持・醸成のためのものであり、資本剰余金として認識・計上することで資本維持の合理性が得られる。これは、地方公営企業において、減価償却により資本維持されるべきものの一部が繰延収益の収益化（長期前受金戻入）により、当期利益の一部を構成し、企業会計でいう分配可能利益を形成し企業外への流出対象資金に変換してしまい合理的でないと考えられるからである。

二点目は、企業会計における会計理論の立場からである。会計理論では、建設助成金によって建設された設備について、「再び国家・地方公共団体から資金が交付される保証はなく、その交付目的からみてむしろ自らの資金で当該設備を再建しなければならない」⁹⁰⁾と国庫補助金等の再交付の流動性を述べ、「建設助成金をうけたときにこれを利益として処分せず、当該建設助成金を資本取引による剰余としてこれを資本の部に掲記し、それ以降の固定資産の減価償

却費は建設助成金の金額を含めてこれを行い、将来の再建のための資金を留保しておかねばならない。」⁹¹⁾として「建設助成金相当額を社会的に維持すべき金額として資本の一部とみている。」⁹²⁾とする資本維持による内部留保資金の必要性を述べる端的な主張がある。そして、また、国庫補助金は資金提供者の意図を補助金の会計学的性格に反映した分配不能贈与剰余金として位置づけるべきであろう。

三点目は、実務の立場からである。地方公営企業会計制度の会計基準の見直し「補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更」における「補助金等」とは、国庫補助金のほか、一般会計負担金、受贈財産評価額、寄附金等をいう。

一般会計負担金は、経費負担の原則に基づく経費であるため償却資産の更新時も負担されるが、受贈財産評価額及び寄附金は、更新時、当然に再計上されるものではないので、受贈財産評価額及び寄附金により取得した償却資産（例えば配水管や排水管）は、自己資金で更新（布設替え）⁹³⁾をしなければならない。つまり、受贈財産評価額や寄附金で取得した償却資産は、資本維持の対象からはずれ（受贈財産評価額と寄附金は、繰延収益に計上した後、減価償却費見合いの額、つまり取得価額全額が収益化されるため、収支＝0円）、更新時になっていきなり資金の流出が発生し資金不足が生じる。

従って、国庫補助金の再交付は流動的である以上、受贈財産評価額や寄附金同様に資本維持を図る必要があると考えるからである。

また、《パターン1》を第一順位に、《パターン1》>《パターン2》>（《パターン4》＝《パターン5》）>《パターン3》の順で考えている。これは、会計学の立場から、取得時は繰延収益より資本剰余金処理の方がより適切であるとの考えからパターン1・2>パターン3・4・5であり、国庫補助金の再交付の有無が確定するまで据え置くことで料金等の適正性が図れることからパターン4・5>パターン3と考えるものである。

2. 国庫補助金に関する有用な財務情報の提供
利害関係者に国庫補助金に関する理解可能性の高い有用な財務情報を提供するため、発生主義に基づく予測可能性を重視し、損益計算書関連では、地方公営企業会計における長期前受金戻入を現在の営業外収益に代わり、企業会計に合わせ特別利益に計上し表示する提案を、貸借対照表関連では、更新投資額の確保を重要とする企業を判定するための方法「資産評価と資本維持の連動性」を提案する。

2-1 発生主義による将来予測可能な長期前受金戻入の特別利益への表示

現行の方法で国庫補助金を処理する場合において、発生主義による将来予測可能な長期前受金戻入の特別利益表示については、地方公営企業会計における長期前受金戻入（繰延収益の収益化）を現在の営業外収益に代わり、企業会計に合わせ特別利益に計上し表示するものである。これは、企業会計が国庫補助金の取得時に損益計算書の特別利益で認識し計上していること、繰延収益が損益法原理に立脚して設けられる貸方項目という特殊性を理由としている。

国庫補助金の再交付の有無を二つの利益に結び付けることで発生主義の特徴である将来予測の可能性が高まるという効果が得られる。

地方公営企業会計では、料金等改定の試算にあたり、国庫補助金の再交付の有無が大きな影響を与える。長期前受金戻入を特別利益に計上することで、経常利益は、将来予測において国庫補助金の再交付を見込まない利益（減価償却費により確保された内部留保資金で償却資産を再取得するケースの利益）を、また、当期純利益は、将来予測において国庫補助金の再交付を見込む利益（減価償却費と長期前受金戻入を相殺した残額で確保された内部留保資金と国庫補助金によって償却資産を再取得するケースの利益）を意味することになる。

その状態を示すと以下「図表9」のようになる。

以上より、発生主義会計の特徴である将来予測の可能性を発揮するため、地方公営企業会計

に企業会計の考え方を取り入れ、現行の長期前受金戻入の表示箇所を変更することで、利害関係者は、将来の資金不足等の財務情報を損益計算書の利益表示から得ることができ、また、企業にあっては、料金等改定の基礎となる損益ベースに、国庫補助金の再交付の有無を予測した二つの利益を使分けた試算や企業活動の実態を表すことができるなど有用な財務情報の提供が可能になり、経営者の説明責任に寄与するとともに利害関係者の理解可能性も高まることが十分に期待される。

2-2 更新投資額確保の重要な企業判定「資産評価と資本維持の連動性」

更新投資額確保の重要な企業判定「資産評価と資本維持の連動性」は、国庫補助金対象資産の更新投資額を確保することが重要な企業ほど、資本助成を目的とする国庫補助金処理は、利益としてではなく資本剰余金として処理し、資本維持を図ることが必要であると考えられる。

そこで、更新投資額を確保することが重要な企業の判定方法として「資産評価と資本維持の連動性」（「図表10」）を提案する。

これは、企業のうち

- ①貸借対照表項目の配列に固定性配列法を採用し投下資本の回収度合いが高い企業（貸借対照表項目の配列に固定性配列法を採用する企業で、投下資本の回収額が多額で回収期間（耐用年数）が長期にわたるほど、資産評価に修正原価を必要とする企業）
- ②事業継続の優先度が高い企業（電力、ガス、鉄道、地方公営企業など公益性の強い企業へ向かうほど高い企業）
- ③インフラ事業など同種（同等）の固定資産を継続して更新する企業（水道事業における配水管の布設替えのように同種同等の固定資産で更新を行う必要がある企業）

の3つの要件を高い位置（「図表10」でいうと各右方向）で示す企業ほど、資産評価を取得原価から修正原価へ移行し、これと連動して、資本維持も貨幣資本維持から実体資本維持への

図表9 国庫補助金再交付の影響を表現した経常利益と当期純利益

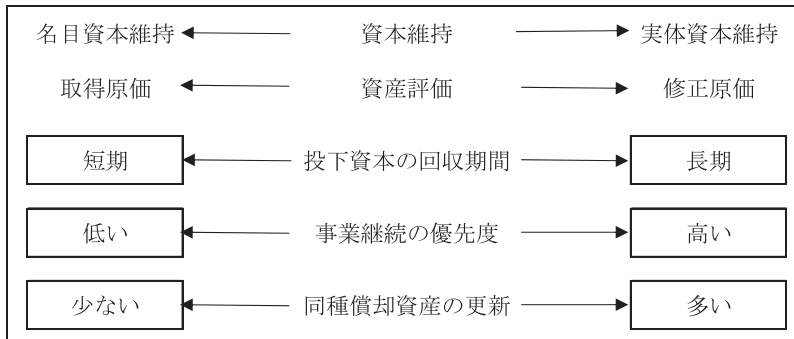
償却資産更新時の必要額	(1)国庫補助金の再交付を見込まない場合 (経常利益を料金改定の試算に使用)			(2)国庫補助金の再交付を見込む場合 (当期純利益を料金改定の試算に使用)		
	損益計算書の利益	損益勘定留保資金	資金不足	損益計算書の利益	長期前受金戻入を相殺した損益勘定留保資金	資金不足
更新投資額 (必要な現金)	通算した 経常利益 (現金)		資金不足を 解消する。	通算した 当期純利益 ・(うち現金部分)		長期前受金戻入は 非現金収入なので、 当該相当額を国庫 補助金再交付の資 金で充当する。
			料金改定 必要額	・(うち非現金部分 :長期前受金 戻入相当額)	⇒	国庫補助金 見込額 (現金)
						料金改定必要額
		減価償却費 「自己金融」 (現金)			減価償却費 「自己金融」 (現金)	資金不足を 解消する。

※ 当期純利益の増は現金を伴わない長期前受金戻入(収益)のため、(1)も(2)も蓄積された資金は同じ。

※ 資金ベースで「更新投資額=(1)=(2)」になるようにする。

利害関係者は、資金不足の有無に係る財務情報を、損益計算書の利益表示から得ることができる。

図表10 資産評価と資本維持の連動性



移行する考え方である。

3. 信託会計の導入とインフラファンドの活用

地方公営企業会計における国庫補助金に変わる資金調達方法として、企業会計で既に導入済みの信託会計の積極的な導入と、インフラファンドの活用を提案する。

このうち、信託については、地方公営企業会計において、国庫補助金等、国の財政移転の大幅な増加は期待できないことから、また、コンセッション方式の促進を盛り込んだ水道法改正

による広域連携や民間連携の中で新たな資金調達方法になると考える。もちろん、信託の活用にあたっては、地方公営企業会計の本来の事業の支障とならないように、また、例規⁹⁴⁾整備についても十分に配慮する必要がある。

また、具体的なインフラファンドとして、環境負荷低減のための上下水道有収率⁹⁵⁾向上対策ファンドと再生エネルギー対策ファンドの2つを提案する。

これらは、地方公営企業会計に長期にわたり安定した資金を供給し、企業の経済性が発揮さ

れ、また、特色ある事業展開が期待できるもの
と考える。

(1) セグメント方式 (=共同信託)

信託会計の具体的に導入にあたっては、セグ
メント方式も検討する必要がある。

ここで、共同信託と言っているのは、水道設
備を広域連携で効率的に運営・維持管理する仕
組みの活用を意味している。信託には、自己信
託という方法も認められており、委託者が受託
者を兼ねることも可能である。2007年9月30
日施行の現行信託法では、それまで認めていな
かった自己信託(信託宣言)を法改正から1年
後の2008年9月30日から可能とした。自己信
託は、自らが財産管理のノウハウを有している
場合は、信託報酬の節減を図るなどの目的から
利用されている。

しかし、信託設定から1年間、委託者=受託
者=受益者の状態が継続すると、信託は法的に
終了となる。終了しないためには、一部でも他
の受益者が信託スキームに参画することが必要
となる。そのため、規模の小さな自己信託を利用
するのではなく、規模の小さな水道事業者が
共同で信託を設定することで、法形式的には複
数の受益者が参画となるので、自己信託が1年
で強制終了ということを回避することができる。
実際の受託者は、新たな会社を設立あるいは、
財産を信託したなかで最も規模の大きい事
業者に任せるなども考えられる。

いずれにせよ、信託を活用することで、規模
を大きくでき、また、投資家をスキームに出資
させることで、投資効率を向上させることもで
きる。⁹⁶⁾

(2) 環境負荷低減インフラファンド

上下水道有収率向上対策ファンドは、適正な
料金等の受益者負担を目的に、有収率向上のた
め、漏水調査や老朽管の更新等に対し投資を受
け、有収率の改善率に応じて収益を分配する。
また、再生エネルギー対策ファンドは、社会的
還元を目的にアーバンヒートやバイオガス発電
等再生エネルギー施設の建設や維持費等に対し
投資を受け、再生エネルギーから生じた収益に

応じて分配するというものである。

おわりに

地方公営企業会計における国庫補助金処理
は、会計基準の見直し「補助金等により取得し
た固定資産の償却制度等の変更」により変更と
なった。

しかし、地方公営企業会計が、企業として持
続可能性の高い安定した企業となるよう、国庫
補助金処理について、企業会計と地方公営企業
会計のコンバージェンスを図り、より適正な会
計処理と有用な財務情報となる財務諸表を中心
に研究を進めてきた。

今後の時代の変化にも対応できる国庫補助金
処理については、企業会計と地方公営企業会計
を総合的にコンバージェンスし、国庫補助金の
取得時に純資産か負債で認識する入口にわけ、
貸借対照表における国庫補助金の構成要素決定
方法を5パターンのチャートで提案した。

国庫補助金は、政府からの奨励金であり、ま
た、その目的が資本助成である以上、国庫補助
金の交付による取得は資本取引として貸借対照
表の資本剰余金で認識し純資産に計上すべきで
あろう。これには、企業会計における財務会計
の概念フレームワークを重視し、また、国庫補
助金の性質である片務性や新株予約権処理との
類似性をも根拠に含め、より適正な処理と考
えた。

次に、国庫補助金を収益化する母体を負債
(繰延収益)とするか純資産(資本剰余金)と
するかという点は、国庫補助金の取得時に純資
産で認識し計上した場合、資本維持の面から考
える限りにおいては、収益化せず、純資産にと
どめておくべきであろう。

しかし、企業会計が国庫補助金と見合いの額
について失った税収を回復するという意味にお
いては、両会計とも、利益説にたどり着く処理
が現実的でありやむを得ないのかもしれない。

この場合、国庫補助金の取得時は企業会計原則による資本説に基づき、その後の収益化は利益説に基づき処理をするというふうに考えている。また、資本剰余金を取り崩して収益化する際、取り崩すことを前提としたものを資本（資本剰余金）として扱ってよいかという問題は、新株予約権が権利確定の有無につき払込資本または利益に振替処理をしていること、商法の解釈論の中で会計学上の「その他の資本剰余金」は利潤計算に関係するものとされ、損益計算書上、特別利益に属する項目として取り扱われると考えられる、との見解に基づけば、取り崩すことは可能であろう。しかしこの問題は、今後、掘り下げて考察する必要がある。

一方、国庫補助金の取得時に繰延収益で認識し負債に計上した場合、収益化の母体は繰延収益になる。国庫補助金により取得した償却資産について、更新時に、国庫補助金が再び交付されるか否かは企業経営に影響を与えるため、減価償却の取替法の性格に関連付けた思考を出発点に、企業会計の新株予約権処理を地方公営企業会計の繰延収益処理とコンバージェンスし、新株予約権を権利確定まで据え置くのと同様、繰延収益は国庫補助金再交付の有無の決定まで据え置き、収益化、あるいは、資本化の処理をするものとして考えた。

次に、有用な財務情報となる財務諸表とは、発生主義の最大の特徴である将来予測を可能にした財務諸表の作成により達成されるものと考えた。

地方公営企業会計における料金等は企業の主財源であり、その算定には適正性が求められ、また、利用者等にとって料金等の改定は最大の関心事である。従って、関心事を読み解くのにふさわしい財務諸表が作成されなければならない。

そこで、料金等改定の算定に影響のある国庫補助金の再交付の有無を、発生主義に基づく将来予測が可能な利益で表示するため、国庫補助金の取得時に特別利益で認識する企業会計と地

方公営企業会計をコンバージェンスし、長期前受金戻入を営業外収益ではなく特別利益に計上し表示することを提案したもので、繰延収益が損益法原理に立脚して設けられる貸方項目という特殊性もその根拠としている。

これにより、国庫補助金を再び取得できる場合と取得できない場合となる状態を損益計算書の経常利益及び当期純利益に表現できるようになり、将来予測において国庫補助金の再交付を見込まない利益は経常利益、将来予測において国庫補助金の再交付を見込む利益は当期純利益となる。

各事業体で、料金等の改定を含めた将来の財務状況を予測する上で、双方の利益の使い分けにより償却資産の更新に備えた財源を示すことができ、併せて、経営者側は説明責任を果たし、受益者は知りたい情報が理解度を高めて吸収できるなど、実務的な会計処理になるに違いない。

また、企業会計ではあまり問題視されていないと思われるが、地方公営企業会計の場合、内部留保資金の確保は大きな課題である。そこには、資本維持という問題が重なるが、企業会計、地方公営企業会計を問わず貸借対照表の配列に固定性配列法を採用する企業にあっては、持続可能な企業を前提とする限り、内部留保資金は、会計上意識すべき問題ではないだろうかと。

最後に、地方公営企業会計への国庫補助金に変わる資金調達方法である信託会計の導入は、既に、企業会計では導入済みであり、広い意味でのコンバージェンスと捉えている。信託は、単体では不利な点があるものの、規模の小さな水道事業者が共同で信託を設定することで、規模を大きくでき、また、投資家をスキームに出資させることで投資効率を向上させることができるのである。

信託会計の導入は、2018年12月の水道法改正により、広域連携や民間連携の中においても実践性があり、また、インフラファンドの活用により、上下水道事業におけるSDGs（＝持続

可能な開発目標)の役割を果たすことが期待できると考えている。

会計目的の違いこそあれ、企業会計の考え方を地方公営企業会計にコンバージェンスし、処理できるものはまだまだあるはずである。それは、長い歴史の中で培われた研究者の考えが、時代の変化に対応した方法を残し教示してくれているからである。

企業会計と地方公営企業会計はともに、ストックベースでは企業価値の向上、損益ベースでは収支ギャップの解消、資金ベースでは内部留保資金の確保の3つの柱が、優劣はあるものの相互に補完し合っている。そして、余剰金を生み出し、企業会計では配当として分配され、地方公営企業会計ではサービス等に還元されていくものであろう。分配・還元を一つの会計の

出口とするならば、余剰金いわゆる資金が生み出されまでの両会計の道のりにおいて、様々な会計処理につき、企業会計と地方公営企業会計の間でコンバージェンスが図れるものと推察する。

本論文の作成にあたっては、東京国際大学院の鯖田教授には、大所高所からの一方ならぬご指導、柔らかな人柄ゆえの励まし、そして、考えることの楽しさまでも教えていただき本当にありがとうございました。

また、同大学院の田宮教授、横山教授、宋教授、そして、立教大学の松井教授、渡辺講師の教えは、会計論文のヒントの宝庫であり「あっ!」と思うことがたくさんあり、有益なコメントをいただきました。

いろいろとわがままをお許し下さった皆様方、本当に感謝申し上げます。

注記・引用文献

- 1) 藤井秀樹『入門財務会計 第2版』中央経済社、2018年、267頁。
- 2) 大塚浩紀「政府補助金会計について一考察」埼玉学園大学紀要(経営学部篇)第12号、2012年、123頁。
- 3) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」では、資本剰余金には、贈与により発生する剰余金(資本的支出に充てた国庫補助金等)を含むとの考えがあるとしている。
- 4) みなし償却制度とは、固定資産取得価額から建設助成金を控除した額を帳簿原価又は帳簿価額とみなし、減価償却を行うことができる制度をいい、補助金部分は減価償却をせず除却時まで資産として残る。これにより、料金等として回収すべき経費額が少なくなり、利用者(使用者)の料金等負担が軽減される。
- 5) 橋本嘉一「地方公営企業会計制度の見直し」『公営企業』第43巻第12号、2012年、18頁。
- 6) 菅原敏夫「地方公営企業法等の一部改正(通知)」(総財公第103号平成23年8月30日)について」『自治総研』通巻397号、2011年、109頁。
- 7) 総務省編集「地方公営企業会計制度に関する報告書」総務省、2001年、113頁。
- 8) 日本水道協会経営調査専門委員会編集「地方公営企業会計制度の見直しに関する意見交換(概要)」『日本水道協会雑誌』第79巻第12号、2010年、60頁。
- 9) 研究会に係る発言は、口語調で書かれていたものを筆者が要約しまとめたもの。地方公共団体金融機構寄付講座「第9回フォーラム 地方公営企業会計の見直しと地方債」東京大学大学院経済学研究科・経済学部地方公共団体金融機構寄付講座ニューズレター第10号、2012年、4頁。
- 10) 紙 博文「払込資本と留保利益の区分原則に関する一考察」経営情報研究第17巻第2号、2009年、46頁。
- 11) 森川八州男「新会計基準における「資本の部」の分類の特質」『企業会計』Vol. 54, No. 7, 2002年、19頁。
- 12) 田中 弘「新財務諸表論 第5版」税務経理協会、2015年、137頁。
- 13) 紙 博文前掲論文、47頁。
- 14) 新井清光氏の資本取引の概念による。新井清光『新版財務会計論 第3版』中央経済社、1996年、42頁。
- 15) 桜井久勝『財務会計講義・第18版』中央経済社、2017年、172頁。

- 16) 池田幸典『持分の会計』中央経済社, 2016年, 124頁.
- 17) 企業会計原則改正(1974年)前の企業会計原則注解7「剰余金とその区分について」.
(1) 資本剰余金 株式発行差金(額面超過金), 無額面株式の払込剰余金, 減資差益, 合併差益, 再評価積立金, 会社更生及び整理等に基づき生じた固定資産評価差益, 資本的支出に充てられた国庫補助金(建設助成金)及び工事負担金, 資本補填を目的とする贈与剰余金及び債務免除益, 貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益等の資本取引によって生ずる剰余金
- 18) 石田晴美「補助金等による固定資産取得の会計処理の検討——独立行政法人の会計を中心に——」文教大学経営学部経営論集Vol. 1. No. 5, 2015年, 2頁.
- 19) 飯野利夫『財務会計論 改訂版』同文館出版, 1983年, 10-22, 10-23頁.
- 20) 森藤一男『財務会計制度論』中央経済社, 1986年, 249頁.
- 21) 安藤英義編集代表, 新田忠誓, 伊藤邦雄, 藤本敏郎編『会計学大辞典 第5版 国庫補助金』中央経済社, 2007年, 496頁.
- 22) 安藤英義編集代表, 新田忠誓, 伊藤邦雄, 廣本敏郎編 前掲書, 496頁.
- 23) 井上良二編著, 孔 炳龍, 市川紀子, 栗原正樹, 森亮太著『新版財務会計論 改訂版』税務経理協会, 2014年, 232頁.
- 24) 森藤一男 前掲書, 248頁.
注19・20・24は, 石田晴美 前掲論文, 2頁の内容を基礎に引用し記載している.
- 25) 池田幸典 前掲書, 124頁.
- 26) 桜井久勝 前掲書, 172頁.
- 27) 桜井久勝 前掲書, 172頁.
- 28) 桜井久勝 前掲書, 172-173頁.
- 29) 圧縮記帳は, 固定資産の取得原価から補助金の金額を控除して帳簿価額とし, 政府補助金について一括して収益認識するのではなく, その費用と対応させて収益認識することにより, 課税を繰り延べるもの.
- 30) 桜井久勝 前掲書, 173頁.
- 31) 桜井久勝 前掲書, 173頁.
- 32) 桜井久勝 前掲書, 173頁.
- 33) 広瀬義州『財務会計 第13版』, 2017, 中央経済社, 357頁.
- 34) 桜井久勝 前掲書, 173-174頁.
- 35) 対価的受領効果とは, 将来に予想され経済的便益, 特定実体の責務, 過去の取引又は事象の発生をいう.
- 36) 高須教夫「負債概念と繰延収益」『税経通信』45巻10号, 1990年, 9頁.
- 37) 中村 忠「繰延資産と繰延負債」『企業会計』第41巻第9号, 1989年, 8頁.
- 38) 新井清光「繰延収益に関する包括規定について」『企業会計』41巻10号, 1989年, 13頁.
- 39) 新井清光 同掲誌, 13頁.
- 40) 大塚浩紀 前掲論文, 118頁.
- 41) 弥永真生「繰延収益と商法」『會計』第166巻第5号, 2004年, 115頁.
- 42) 大塚浩紀 前掲論文, 119頁.
- 43) 小林秀行「繰延収益と損益計算原則との関係」商学論纂(中央大学)第32号第5・6号, 1991年, 36頁.
- 44) 新井清光 前掲書, 13頁.
- 45) 確定債務とは, ①債務の履行期日, ②相手方, ③金額のすべてが, すでに確定している債務をいう. 法律上の確定債務として負債に含まれる. 桜井久勝 前掲書, 217頁.
- 46) 条件付債務とは, ①債務の履行期日, ②相手方, ③金額のうち少なくとも1つが確定していない債務をいう. 桜井久勝 前掲書, 217頁.
- 47) 会計的負債とは, 法律上の条件付債務ではないが, それと同様に将来期間での企業資産の減少をもたらすことが現時点で合理的に予想されるような経済的負担をいう. 桜井久勝 前掲書, 218頁.
- 48) 桜井久勝 前掲書, 218頁.
- 49) 企業会計基準委員会編集『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会, 2006年, 15頁.
- 50) 齋藤真哉『詳解討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社, 2007年a, 89-90頁.
- 51) 現在では非支配株主を指す.
- 52) 坂元英毅「地方公営企業会計における民間企業に準じた資本概念の整備 大阪市の取り組み事例から」経営戦略研究Vol. 2, 2008年, 61頁.
- 53) 大塚浩紀 前掲論文, 123頁.
- 54) 大塚浩紀 前掲論文, 123頁.
- 55) 負債として認識すべき現在の義務とは, (a) 義務の清算のために, 将来の経済的便益又は, 用役潜在性を内包する資源の流出の可能性が高く, かつ (b) 負債金額を, 信頼性をもって見積もることができることをいう(par.50).
- 56) 石田晴美 前掲論文, 4頁.

- 57) 石田晴美 前掲論文, 4頁.
- 58) IAS41がIAS20と相違するのは, 資産に関する政府補助金と当該資産の公正価値による測定及び条件付補助金における付帯条件を満たすまで認識される負債の性質の2つである.
- 59) 石田晴美 前掲論文, 4頁.
- 60) 徳賀芳弘「負債と資本の区分——代替的アプローチの考察」『企業会計』Vol. 55, No. 7, 2003年, 19-21頁.
- 61) 菅原敏夫「地方公営企業会計制度の変更」『自治総研』通巻第412号, 2013年, 38頁.
- 62) 非交換取引とは, 「実体が資源を受け取る際に, その見返りに対価を全く提供しないか, もしくは, わずかしか提供しない取引」や「対価を提供するものの等価交換でない取引」と定義し, 税金や補助金等がある.
- 63) 新田忠誓編集代表, 横山和夫, 渋谷武夫, 菊谷正人, 尾畑 裕編『勘定科目・仕訳辞典』中央経済社, 2011年, 98頁.
- 64) 江村 稔「資本と利益の区別について」『会計人コース』第4巻第1号, 1969年, 13頁.
- 65) 池田幸典 前掲書, 158頁.
- 66) 名目資本維持とは, 資本を「貨幣そのもの」とみなし, 期首時点において企業に保有されている貨幣料を維持すべき資本と捉えることをいう.
- 67) 実質資本維持とは, 資本を貨幣の実質的な価値とみなし, 期首時点における貨幣を期末時点の「購買力」に基づいて測定し直したものを維持すべき資本と捉えることをいう.
- 68) 実体資本維持とは, 資本を貨幣ではなく「具体的な物財」とみなし, 期首時点で企業に保有されている物財の同一種類および同一数量のものを維持すべき資本として捉えることをいう.
- 69) 藤元孝一郎「会計的視点と公営企業会計」城西大学女子短期大学部, 2000年, 34頁.
- 70) 高田光明「代替原価減価償却の意義」駒大経営研究第19巻第3号, 1988年, 56(178)頁.
- 71) 手島勝彦「実質資本維持のための減価償却理論について」広島経済大学経済学会, 1983年, 208-209頁.
- 72) 藻利重隆『経営学の基礎 新訂版』森山書店, 1973年, 364頁.
- 73) 桜井勝久『財務会計講義(第18版)』, 中央経済社, 2017年, 306頁.
- 74) 齋藤真哉『現代会計』, 放送大学教育振興会, 2016年, 79頁.
- 75) 手島勝彦 前掲論文, 210頁.
- 76) 齋藤真哉『現代会計』放送大学教育振興会, 2016年, 前掲書, 206-207頁.
- 77) 経過勘定(経過勘定科目)とは, 収益と純資産の両方を対象に振り替えられる整理勘定であることから, 厳密な意味では経過勘定ではないが, 経過勘定に準じるものと思われる.
- 78) コンセッション方式(公共施設等運営権制度)とは, 公共施設の所有権を移転せず行政主体に留保したまま, その運営に関する権利を長期にわたって民間事業者に付与することを可能にする方式(PFI法4章)をいう. 細谷芳郎『図解地方公営企業法 改訂版』第一法規, 2013年, 400頁.
- 79) 埼玉新聞社, 「埼玉新聞 水道「民営化」法成立へ」埼玉新聞社, 2018年12月5日, 1頁.
- 80) 衣笠達夫, 「地方公営企業の経済学」追手門経済論集, 第44号(2), 2010年, 17頁.
- 81) 山本哲三, 佐藤裕弥『新しい上下水道事業再構築と産業化』中央経済社, 2018年, 127頁.
- 82) 山本哲三, 佐藤裕弥 同掲書, 128頁.
- 83) 山本哲三, 佐藤裕弥 前掲書, 128頁.
- 84) 山本哲三, 佐藤裕弥 前掲書, 129頁.
- 85) 山本哲三, 佐藤裕弥 前掲書, 129頁.
- 86) 山本哲三, 佐藤裕弥 前掲書, 129頁.
- 87) 野村證券「上場インフラファンドに関するご参考資料」野村證券2018年, 1頁・2頁.
- 88) 鯖田豊則『信託の会計と税務 第2版』税務経理協会, 2016年, 3頁.
- 89) 平成29年12月5日現在の短期プライムレートは1.48%であり, 公営企業金融公庫10年固定利率は0.20%(基準利率・元利均等・据え置きなし)と大きな差がある.
- 90) 稲垣富士男「会計上の資本と利益を考える」『会計人コース』第11巻5号, 1976年, 15頁.
- 91) 稲垣富士男 同掲誌, 15頁.
- 92) 稲垣富士男 前掲誌, 15頁.
- 93) 布設替えとは, 古い配水管等を新しい配水管等に取り替えることをいう.
- 94) 例規とは, 地方公共団体における条例, 規則, 要綱等の総称をいう.
- 95) 有収率とは, 水道事業の場合は, 配水量のうち, 有収水量(水道料金の徴収対象となった水量)の占める割合をいう.
- 96) 鯖田豊則 前掲書, 30-32頁.